

転勤による試験地変更の手続について (申込内容変更締切後の申請)

平成 30 年度春期試験

独立行政法人情報処理推進機構
情報処理技術者試験センター

申込内容変更締切日（2月22日（木））以後の転勤による転居のため、申し込んだ試験地での受験が困難な場合に限り、試験地変更を申請できます。申請内容を審査の上、変更の可否を通知します。

なお、この試験地変更は、変更できる座席に限りがありますので、満席になった場合など、申請されても許可されない場合があります。また、申請書類等に不備があった場合は受け付けません。この説明資料をよく読んでから申請を行ってください。

1. 対象者

申込内容変更締切日（2月22日（木））以後の転勤による転居のため、申し込んだ試験地での受験が困難な方であり、勤務先から転勤証明書を取得できる方を対象とします。

なお、親、配偶者の転勤により転居された方も対象となります。

※出張、就職、進学など、転勤以外の理由による試験地変更は一切できません。

2. 試験地変更受付期間

3月23日（金）～3月28日（水）

※受付期間中の消印のある申請（郵送のみ）が有効です。

3. 対象試験地（変更先試験地）

札幌、帯広、旭川、函館、青森、盛岡、仙台、秋田、山形、郡山、水戸、土浦、宇都宮、前橋、新潟、長岡、埼玉、千葉、柏、東京、八王子、横浜、藤沢、厚木、長野、甲府、静岡、浜松、豊橋、名古屋、岐阜、四日市、富山、金沢、福井、滋賀、京都、大阪、奈良、神戸、姫路、和歌山、鳥取、松江、岡山、福山、広島、山口、徳島、高松、松山、高知、北九州、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

※試験地は、周辺の市町村を含みます。横浜試験地は、川崎市、相模原市を含みます。
藤沢試験地は、茅ヶ崎市、平塚市、小田原市を含みます。

ただし、次の(1)～(3)の試験地変更はできません。

(1) 北海道（札幌、帯広、旭川、函館）を除き、同一都県内試験地への変更

同一都県内試験地	(水戸、土浦)、(新潟、長岡)、(千葉、柏)、(東京、八王子)、 (横浜、藤沢、厚木)、(静岡、浜松)、(豊橋、名古屋)、 (神戸、姫路)、(福山、広島)、(北九州、福岡)
----------	--

(2) 首都圏 6 試験地から東京試験地、東京試験地から首都圏 6 試験地への変更

首都圏 6 試験地	埼玉、千葉、柏、横浜、藤沢、厚木
-----------	------------------

(3) 近畿圏 4 試験地から大阪試験地、大阪試験地から近畿圏 4 試験地への変更

近畿圏 4 試験地	京都、奈良、神戸、滋賀
-----------	-------------

※変更できる座席が満席になった場合など、申請されても許可されない場合があります。

4. 申請方法

試験地変更を申請する場合は、次の(1)～(4)の書類等（以下、申請書類等という。）を用意し、レターパックプラス又は簡易書留速達で下の送付先へ郵送してください。

なお、団体経由申込みの場合も受験者本人が申請してください。

＜申請書類等＞

(1) **試験地変更申請書**

当センターの Web サイトからダウンロードし、記入してください。

(2) **転勤証明書等**

a) 受験者本人が転勤する場合

転勤証明書（別添の様式使用、社印押印、原本）

b) 親又は配偶者が転勤する場合

親又は配偶者の転勤証明書（別添の様式使用、社印押印、原本）

住民票のコピー（本人及び親又は配偶者の氏名が記載されているものであり、申請日前 3 か月以内に発行されたもの）

※ 転勤証明書は、別添の様式を使用し、役職の上位者又は人事関連部署から発行を受けてください。

転勤証明書の記入例を参照し、記入漏れが無いようにご注意ください。

(3) **本人確認書類のコピー**（次の①～⑧の中から一つ）

① 運転免許証、② パスポート、③ 健康保険証（生年月日あり）

④ 住民基本台帳カード（生年月日あり）、

⑤ マイナンバー個人番号カード（通知カードは不可）、⑥ 在留カード

⑦ 特別永住者証明書、⑧ 住民票（申請日前 3 か月以内に発行されたもの）

※ 氏名及び生年月日の記載された部分を必ずコピーに含めること。

①～⑦は、有効期間内のものであること。

親又は配偶者が転勤する場合は、(2) b の住民票のコピーがあるので本人確認書類のコピーは不要です。

①～⑧に記載の住所は、転居前、転居後のどちらでも構いません。

(4) **レターパックプラス（結果通知送付用として同封）**

※ 結果通知の送付先住所、氏名を必ず記入しておくこと。結果通知用のレターパックプラスは受験者毎に 1 部必要です。複数の審査結果を一つのレターパックプラスに同封することはできません。

・レターパックプラスは郵便局で販売しており、510 円（専用封筒＋郵送料込み）です。詳細は郵便局のホームページを参照してください。

(1)～(4)の申請書類等をレターパックプラス又は簡易書留速達で次の送付先に郵送してください。結果通知送付用のレターパックプラスは、折りたたんで同封してください。

＜申請書類等の送付先＞

〒113-8663

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 15 階

独立行政法人情報処理推進機構

IT 人材育成本部 情報処理技術者試験センター実施グループ 試験地変更係

※**結果通知送付用のレターパックプラスの同封（受験者毎に 1 部）を忘れずに。**

5. 結果通知

審査結果は、同封されたレターパックプラス（結果通知送付用）を使用し、4月6日（金）（予定）に返送します。試験地変更が許可された方へ試験地変更許可書を送付し、不許可となった方へ不許可通知を送付します。

なお、不許可となった場合は、受験申込時に選択された試験地での受験となります。

6. 試験地変更先での受験

変更後の試験地が印字された「受験票」は発行しませんので、試験地変更が認められた方は、変更前の試験地が印字された「受験票」（3月30日（金）送付予定）と「試験地変更許可書」の両方をもって指定された試験会場へ行ってください。

両方を持参しなかった場合、受験できません。

なお、受験票は受験申込時に登録された受験票送付先住所へ発送しますので、必要に応じて転居届を郵便局へ提出してください。

※ 受験票が未着の場合、受験票再発行期間（4月5日（木）～4月10日（火））に、変更前の試験地の問合せ先に電話で照会してください。

7. 注意事項

- (1) 申請書類等は必ず郵送によって提出してください。持参されても受け付けません。
- (2) 申請後、申請内容及び申請書類等を変更することはできません。
- (3) 変更できる席数には限りがあります。郵便の先着順で受け付けます。
- (4) 席数、郵便の到着状況に関するお問い合わせには、回答できません。
- (5) 次の①～⑦に該当する場合、申請を受け付けません。
 - ① 申請書類等がすべて送付されなかった場合又は内容に不備があった場合
 - ② 郵便の消印が3月23日（金）～3月28日（水）以外の場合
 - ③ 申請書類等を一括送付せず、分割送付された場合
 - ④ 変更先試験地の座席が満席になった場合
 - ⑤ 上記「3. 対象試験地（変更先試験地）の(1)～(3)」に記載の変更できない試験地を選択された場合
 - ⑥ 転勤証明書の様式を使用していない場合
 - ⑦ 転勤証明書の転勤先名称が未記入の場合、転勤先所在地が未記入又は不明確（所番地が未記入等）な場合
- (6) 申請書類等は返却しません。
- (7) いかなる場合も試験地変更許可書の再発行、再発送は行いません。また、試験地変更許可書の返送時期を指定することはできません。
- (8) 試験当日、受験票、試験地変更許可書の両方を持参しなかった場合、受験できません。
- (9) 転勤証明書の内容について問い合わせを行う場合がありますので、様式に沿って、発行担当者を記入してください。

8. 試験地変更申請書に記入する受付番号、固有番号又は整理番号について

試験地変更申請書には、受験申込み時に発行された受付番号等の記入が必要となります。下表を参照され、該当する番号を控えておいてください。

申込方法		記入する番号
個人申込みされた方	(1) インターネット申込み	受付番号（受付完了メールに記載されています。）
	(2) 願書郵送申込み	固有番号（振込用紙（受験願書兼用）の受領証に記載されています。）
団体経由申込みされた方	(1) インターネット申込み	受付番号（団体申込完了メールに記載されています。） 又は整理番号（願書受付時に団体担当者宛に送付した団体別応募者確認一覧表に記載されています。）
	(2) 願書郵送申込み	整理番号（願書受付時に団体担当者宛に送付した団体別応募者確認一覧表に記載されています。）